

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第1回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会庶務）

1 日時

平成15年7月28日（月）午後1時30分

2 場所

札幌高等裁判所第1中会議室

3 出席者

（委員）大久保慶一，門野博，長井敬子，中村仁，吉田克己（敬称略）

（庶務）矢野総務課長，片倉総務課課長補佐

（説明者）河合事務局長

4 議題

(1) 委員長選出等

(2) 協議

(3) 次回の予定等について

5 議事

(1) 札幌高等裁判所長官あいさつ

地域委員会の開催に当たり，仁田札幌高等裁判所長官からあいさつがなされた。

(2) 委員長選出及び就任あいさつ

法曹三者以外の学識経験者から委員長を選任することが望ましいとの意見もあったが，審議の結果門野委員が委員長に選出され，門野委員長から就任あいさつがなされた。

(3) 委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として吉田委員が指名された。

(4) 説明者の出席，入室

裁判官人事の実情等について説明が必要であることから、河合事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

(5) 地域委員会議事手続について

協議の結果、委員会は委員長が招集することとされた。また、議事要旨を作成し、委員長の承認を経て確定すること、議事そのものは非公開とするが、個別的・具体的な人事に関係しない、委員会のスケジュール、一般的な手続に関する議事については、議事要旨を札幌高等裁判所のホームページに掲載して公開することとされた。

なお、議事要旨の内容については市民が見て検討経過がわかるものである必要があるため、指名諮問委員会の議事要旨程度の内容に要約することとし、議事要旨を確定する前に、議事要旨の内容について委員会において検討を行ってはどうかとの意見が出された。

(6) 協議（：委員長，：委員，：庶務，：説明者）

ア 指名諮問委員会及び地域委員会の趣旨、目的について

庶務から、指名諮問委員会及び地域委員会の趣旨、目的について説明がなされた。

イ 裁判官人事の実情等について

説明者から、参考資料に基づき、下級裁判所の裁判官人事の実情等（任命手続及び人事評価）について説明がされた。

ウ 指名候補者の情報収集の在り方について

：中央の指名諮問委員会における協議内容について庶務の方から説明していただきたい。

（庶務から、「指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）」に基づいて説明。）

：中央における協議のとおりということによいか。

：裁判所が現在行っている人事評価と任命等に際しての資料は、いずれも

内部資料というべきものである。これに対して、外部資料をどれだけ取り入れて適格性を判断するかが重要なポイントであり、地域委員会の使命もそこにあると考えられる。裁判官、判事補は各地域において執務をし、弁護士、検察官、当事者、証人等の訴訟関係者の目に触れやすい。裁判官以外の外部からの評価が行われやすい環境にあるから地域委員会はそれらの外部資料をできるだけ収集すべきであり、最高裁規則において独自の権限と責務を負わされているのはそのためと思われる。従って重点審議者に限定することなく指名候補者全員につき広く外部資料を収集すべきだと思う。また札幌のように、再任希望者が10名前後の場所では物理的にそれは可能であるし、逆に重点審議者に限定したり、集中したりして資料を収集すれば誰が重点審議者であるかがわかってしまい、重点審議者に不利益を与えかねない。

：確かに重点審議者を中心に情報を集めると、該当者が分かってしまうかも知れない。

：情報収集においても公平さが大切であり、裁判官にプレッシャーを与えてはいけない。

：重点候補者でなくても、指名候補者のリストは示されるから、それを示して、何か情報があれば知らせてほしいということになるのではないか。

：重点審議者となった者とそうでない者を分けることに意味があるのだろうか。重点審議者とされた裁判官には微妙な影響があるのではないか。重点審議者については、自分がそうであると分からない方法で情報収集をすべきである。

：その者が重点審議者であると分からないように、どのように守秘義務を守りつつ調査すべきなのか分からない。再任候補者が北海道で1年に10人もいないのであれば、全体的に資料を収集するのもさほどの苦勞ではない。法曹三者以外からも収集すべきである。それが、1人だけを対象に収

集するとなると、守秘義務を守れるかどうか難しい。

：地域委員会からは、まずは、弁護士や検察庁に対して、任命候補者全員のリストを示して情報を集めることになるであろうが、重点審議者について、それ以上の情報を得ようとするときに、どんな方法がとれるのであろうか。

：委員会で具体的なアイデアを出してみることである。例えば、弁護士を通して、当事者や証人の意見を得ることができる。重点審議者が否かにこだわらず、外部資料をできるだけ集めた方がよい。特定の人だけが意見を出すのは危険である。なるべく広く、多くの人が意見を出さなければならない。また、マイナスの評価だけではなく、プラスの評価も必要である。

：広くというと、どういうイメージになるのであろうか。

：弁護士はそれぞれ意見は持っていて、資料を提出するというような面倒なことはなかなかできない。黙っていても資料は集まらないと思うので、質問項目を作成して意見を集める努力をすることが必要である。

：検察庁では、公判担当検察官から意見を聞くことができるので特段の問題は生じない。しかし、検察官には転勤があるので、着任して間のない検察官は十分な意見を持ち得ない反面、よく事情を知った検察官が転勤してしまえば、どうやって意見を聞くかが問題となるところである。

：法曹三者以外の目も必要であり、調停委員や調停協会からも、一般社会の目から見たものとして、意見を聞くことができるのではないか。

：例えば弁護士から見て、札幌にいい裁判官がいて依頼者も同じような目でみているような場合、その裁判官が指名候補者として上がってきたときには、この依頼者の意見を情報として出してあげたいが、それにはどうすればよいか。また、市民の意見を集めるとき少数であっては偏頗になってしまうから広い範囲で意見を集める必要があるが、そのためにはどうすればよいか。その具体的方策を協議してもらいたい。

：毎年の人事評価の際に，裁判所に窓口を設けて，外部の意見を取り入れる制度を今後設けることを検討している。それが今後積み重なっていくと，毎年毎年，外部意見を取り入れた評価が蓄積されることになる。そうすると，調停委員の意見，当事者の意見も窓口に集まってくる。それらは評価権者である所長のところへ集まるが，所長もこれを無視することはできないので，評価の中に入らざるを得ない。今後のことではあるが，制度として，再任のときに一気に集めるのではなくて，毎年の評価の積み重ねになっていくのではないかと考えられるし，裁判所もそのように努力していく。先ほどの，検察官が転勤した場合の意見の収集をどうするかという疑問に対しても，問題のある裁判官がいたなら，その時に言っていただいで残しておいていただきたい。そうすることによって蓄積される。

：評価にはユーザーの評価と内部評価がある。ユーザーの評価は量が蓄積されないと危険であり，量と匿名性が確保されて客観性が出てくるものである。内部評価は，一緒に仕事をしているなどの状況があって，初めてよく評価できる。地域委員会における評価の情報は，やはり，よく分かっている人から聞く，すなわち内部評価の情報を集めるということで努力すべきである。

：法曹三者というのは，一応は外部の顔をしているけれど，内部として評価をしあっている。現実の問題とすれば，検察官，弁護士から広く資料を集め，かつ調停協会等に聞くなど，ケースケースで議論をしていただきたい。また，当事者から意見が出たらどうしたらいいかということも，弁護士会内部で討議してみたい。

：裁判官の場合，職権の独立の問題があるので，組織だって検察庁や弁護士会から意見をもらうというのはいけないという前提がある。

：裁判官指名諮問委員会や地域委員会ができたことで，裁判官に自主規制を強いることになってはマイナスである。特定の裁判官が，特定の人，あ

るいは特定の領域から集中的に攻撃を受けるということは絶対避けるべきであろう。

：判事任命又は判事再任では、それまで10年、20年のキャリアがあり、ほとんどの人は問題がない。そういう中で、あまりにも広範に、精緻に情報収集が行われるということはどうなのか。そのこととの兼ね合いで、どのあたりまで情報収集を考えるのか、バランスを取りながら考えることも必要である。

：せっかくの地域委員会であるから、どうやってバランスを取っていけばよいのか、もう少し論点を整理をし、議論を続けていきたい。

：次回には指名候補者も示されるので、その段階で、どういうふうにしていけばよいか具体的に考えることにしたいと思うが、どうか。

：異議なし

：司法修習生についても、当地域で実務修習をした者について、外部資料があれば出すということではないのか。これも裁判官と同様に、広く外部から情報を収集すべきである。

：事前配布している参考資料12-3に「実務修習結果報告書」というものがあるが、これは、実務修習先の修習担当裁判官、検察官、弁護士からの直接の情報に基づいて、各庁会の長により、詳しい評価がなされており、最近は厳しい評価がなされているのが現状である。個人的な意見ではあるが、司法修習生から判事補への任官候補者に関して、実務修習の内容については、むしろこの書面の内容で基本的に足りているのではないか。これでは不十分であるというのであれば、むしろこの書面の記載を充実させることで考えるべきであろう。

：私も弁護士として司法修習生を指導してきた経験があるが、この修習生が裁判官として本当にふさわしいかどうかという目では見ていなかった。報告書記載内容について検討するのであれば、それは地域委員会ではなく、

法曹三者で議論すべきことである。現状では、札幌に限った話ではなく、弁護士は司法修習生を裁判官に任官するという前提では見ていない。実務修習結果報告書を充実させることで解決できればよいが、もし解決できないようであれば、地域委員会で修習生に直に会って聞いてみるとか、客観的にできる工夫はないかと思っている。

：中央の委員会から地域委員会に対して、司法修習生について情報収集せよということはまずないのではないか。もしあればそういうことも考えなければならぬであろうが。

：弁護士任官についてであるが、北海道弁護士会連合会は外部委員を交えて選考委員会を作り、推薦することになっている。指名諮問委員会あるいは地域委員会が選考対象者に求める資料と道弁連の求める資料にばらつきがある。例えば、過去3年間の事件リストは、道弁連の選考委員会では集めていない。これについては摺り合わせが必要であると思っている。また、外部委員が入った選考委員会で推薦した候補者に対して地域委員会の意見が異なったときに、地域委員会が選考委員会から事情を聴くことまでするのであるか。今後の課題であろうかと思っている。

：地域委員会は情報収集機関であり、裁判官としての適格性を判断するわけではないから、選考委員会と異なるところがあっても、それはそれでやむを得ないことと思うが。

：そうではあるが、あまりに資料が違っているのもおかしいと思っている。今後議論してほしい。

：問題提起としてうかがっておくことでよろしいか。

：了解

エ 裁判官指名候補者名簿の参考送付について

庶務から、指名諮問委員会から平成16年4月1日付け弁護士任官候補者にかかる名簿の参考送付を受けたこと、この中に当地域委員会管内の候

補者はいないため参考送付にとどまるもので、委員会終了後回収する旨を説明し、了解を得た。

(7) 次回の予定について

次回の委員会は、9月16日(火)午後1時30分から開催されることとなった。

(8) その他

委員長から、今後の委員会の審議において、札幌高裁事務局長の説明が必要になる場面が多いと思われることから、審議に差し支えのある場合は退席することを前提として、高裁事務局長には、次回以降の委員会にも陪席してもらうことを諮ったところ、異議なく了承された。

以上